

雨天時浸入水対策ガイドラインの構成案について

雨天時浸入水対策ガイドラインの構成案

第1章 総論

- 第1節 背景
- 第2節 目的
- 第3節 適用範囲
- 第4節 用語の定義
- 第5節 雨天時浸入水の基本的な位置づけ

第2章 現状の把握

- 第1節 事象の把握
- 第2節 施設状況の把握

第3章 雨天時浸入水対策

- 第1節 雨天時浸入水対策の基本的考え方
- 第2節 雨天時計画汚水量の設定
- 第3節 発生源対策
- 第4節 雨天時計画汚水量に対する能力の確認
- 第5節 施設対策
- 第6節 運転管理
- 第7節 モニタリング

総論

背景

分流式下水道を採用している都市において、施設の老朽化の進展や地震等の被災、高強度降雨の増加、下水道接続率の向上による施設の余裕の減少等に伴い、降雨時に下水の流量が増加し、污水管等からの溢水や宅内への逆流等が発生している。このため、雨天時浸入水は、下水道を管理する地方公共団体にとって解決すべき課題であると認識されているものの、必ずしも十分な対策がとられているとは言えない状況である。

このような状況に対処するため、分流式下水道における効果的・効率的な雨天時浸入水対策の検討、実施が必要である。

目的

本ガイドライン（案）は、分流式下水道における雨天時浸入水に起因する事象に対し、効果的かつ効率的な対策の立案を目的として策定する。

適用範囲

本ガイドライン（案）は、雨天時浸入水に起因する事象の発生実績のある地区等において、雨天時浸入水対策に関する計画策定、対策等を実施する地方公共団体を対象とするものとする。

雨天時浸入水に起因する事象

- ① 処理場外にある污水管の人孔からの溢水や宅内への逆流
- ② 雨天時に増水した下水が未処理で公共用水域に流出
- ③ 処理場における流入水の一部を二次処理せず放流または流出

総論

用語の定義

(1)不明水

不明水とは、地下水、直接浸入水、有収外汚水などその他からなるものをいう。

(2)雨天時浸入水

雨天時浸入水とは、雨天時浸入地下水と直接浸入水の総称をいう。

(3)地下水

地下水とは、常時浸入地下水と雨天時浸入地下水の総称をいう。

(4)常時浸入地下水

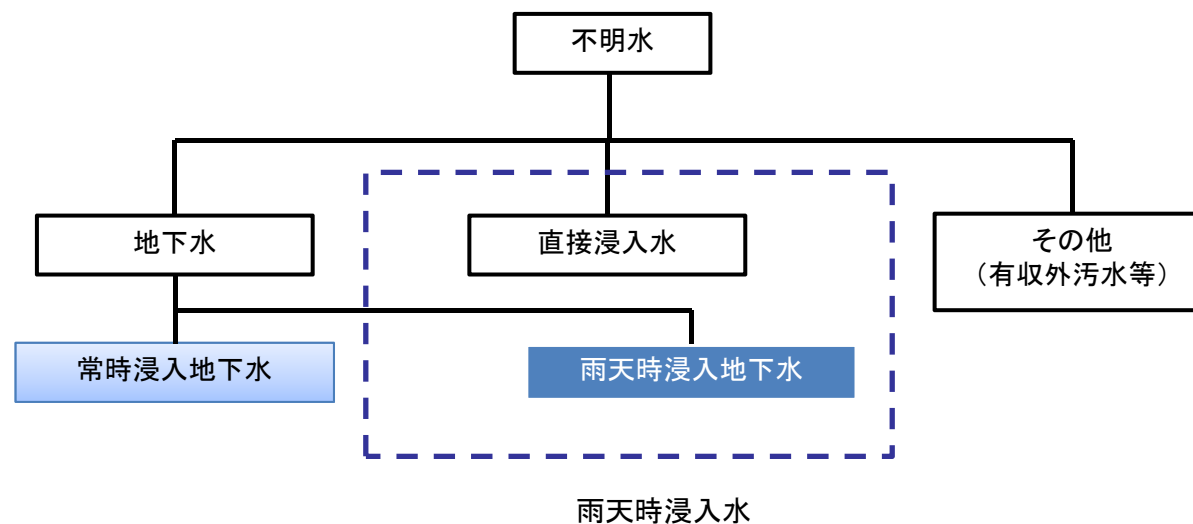
常時浸入地下水とは、常時一定量流入する地下水をいう。

(5)雨天時浸入地下水

雨天時浸入地下水とは、雨天時の地下水位上昇等に伴い、汚水系統に流入する地下水をいう。

(6)直接浸入水

直接浸入水とは、排水設備やマンホールの蓋穴など地上に開放された部分や、雨水排水の污水管への誤接続等から管路施設に流入してくる雨水をいう。



雨天時浸入水対策

雨天時浸入水対策の基本的考え方

- 分流式下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水を分離して排除する構造。
- 分流式下水道における雨天時浸入水に起因した事象の発生を防止するためには、雨水整備の実施に加え、誤接続の解消、マンホール蓋穴の閉塞及び管路の適切なストックマネジメント等が必要である。
- 一方で、対策が講ぜられているにもかかわらず発生する雨天時浸入水については、施設対応も加えた総合的な対策を講じることとする。

(参考) 関係法令

○下水道法

(構造の基準)

第七条

2 前項に規定するもののほか、公共下水道の構造は、政令で定める基準を参酌して公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

(排水設備の設置等)

第十条

3 第一項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

○下水道法施行令

(公共下水道又は流域下水道の構造の基準)

第五条の七 法第七条第二項（法第二十五条の十八において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道の構造の基準は、次条から第五条の十一までに定めるところによる。

(排水施設及び処理施設に共通する構造の基準)

第五条の八 排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第五条の十において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

二 コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。（後略）

(排水施設の構造の基準)

第五条の九 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

五 ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

(排水設備の設置及び構造の技術上の基準)

第八条 法第十条第三項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

四 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。

九 ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。